

## 水質汚濁に関する環境基準

### 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/l以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/l以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格67.2.67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

**生活環境の保全に関する環境基準**  
河川(湖沼を除く)

類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	溶存酸素量 DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2以上	—

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの  
5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

湖沼(天然湖沼及び貯水量1000万立方メートル以上の人工湖)

①

類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度 pH	化学的酸素要求量 COD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	溶存酸素量 DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	20以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	300以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2以上	—

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②

類型	利用目的の適用性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1以下	0.005以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く)、水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2以下	0.01以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4以下	0.03以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6以下	0.05以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1以下	0.1以下

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊の浄水操作を行うものを言う)  
3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び3種の水産生物用  
水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水生生物用  
水産3種:コイ、フナ等の水産生物用  
4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度